日本における軍事司法制度のあり方について

－軍事の特殊性への対応と国際法の専門性担保のための制度設計－

諏訪健太郎

目　次

はじめに　3

第１節　軍事司法制度の概要　5

第２節　日本における軍事司法制度の状況と課題　8

第３節　各国における軍事司法制度の状況　１３

第４節　日本における軍事司法制度導入の方向性　２０

おわりに　２３

はじめに

（1）問題認識、研究の意義

諸外国には、軍人等による犯罪を扱うため、軍務に固有の犯罪を定める軍事刑法や、軍人等を対象とする軍事裁判所その他の審理制度を設けている国がある。これらは、軍隊に所属する者の服務・行動を法に基づいて統制する仕組みであり、一般司法とは異なる法体系や手続を伴う。各国はこの仕組みを通じて、軍事の特殊性を踏まえた判断を行うとともに、軍の秩序と規律を維持している。一方、日本の自衛隊は諸外国の軍隊と異なり、行政組織として扱われ、軍事刑法を持たない。さらに、日本国憲法が特別裁判所の設置を禁止[1]していることにより、軍人等の犯罪・規律違反を裁く独自の司法機関である軍事裁判所も存在しない。このため、有事における自衛隊員によるジュネーブ諸条約等の国際人道法違反や、職務忌避、上官に対する不服従等の軍事犯罪に対しても、現状では他の行政組織や民間人と同様に通常の司法制度で扱われ、軍事の特殊性が制度的に考慮される仕組みはない。

日本は現在、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、ロシアによるウクライナ侵略と類似の事態が、将来東アジアにおいて発生する可能性も排除されず[2]、防衛任務の蓋然性は高まっている。このような状況下で発生しうる法的問題は、国際人道法の適用、交戦行為における責任の所在、命令の正当性判断等、極めて高度の専門性を要求する。また、特に紛争下において規律を維持するためには、職務離脱や命令違反等の軍事犯罪には速やかに対処しなければならない。しかしながら、日本の法曹界においては国際法の専門家が十分であるとは言い難く[3]、現行の一般裁判所でこれらの要求を充足出来るかは議論があり、新たな軍事司法制度の検討が必要となる。もっとも、軍事司法制度の検討は、単に自衛隊員の違法行為を処罰するための議論ではない。武力紛争下の行為を法に基づいて適切に評価する仕組みを整えることは、違法行為を放置しないと同時に、正当な任務遂行が事後的に平時の感覚のみで評価され、過度に萎縮することを防ぐ意義を有する。また、国際人道法を国内の刑事手続に適切に接続することは、日本が法の支配を重視する国家として、国際社会や同盟国・同志国との信頼を維持するうえでも重要である。すなわち、本制度の検討は、自衛隊の規律維持にとどまらず、任務遂行の予測可能性、国民の信頼、国際的正当性を支えるものであり、日本の安全保障体制の実効性と持続性に寄与するものと位置付けられる。

---

1 日本国憲法第 76 条第 2 項「特別裁判所は、これを設置することができない」。
2 内閣官房「国家安全保障戦略について」2022 年 12 月 16 日、3 頁。
3 令和 7 年度司法試験選択科目で国際法（公法）を選択した受験者は 1.9％である。
「令和 7 年司法試験受験状況」法務省、https://www.moj.go.jp/content/001444432.pdf、2025 年 10 月 16 日閲覧。

これを踏まえ、本稿では、日本において、憲法上の制約（特別裁判所禁止）を満たしつつ、軍事の特殊性と国際法の専門性を適切に確保する裁判制度を、どのように設計し得るのか、という問いを設定する。

一方、欧州各国においては、ジュネーブ諸条約及び追加議定書等に代表される国際人道法が求める軍事司法制度の整備が行われており、一般裁判所と同等の刑事手続き、人権保障、透明性の強化、裁判官の独立等を求める文民化（civilianization、civil swing）[4]が進んでいる。また、米国においては、近年の軍事司法制度改革により、一定の重大犯罪については、事件処理に関する権限が指揮官から独立した特別訴追官に移され、指揮官の関与が縮減されている[5]。特に、軍事司法制度の文民化に関しては、公平な裁判を受ける被告人の権利保護のため、先進国において最終審は最高裁判所等の一般裁判所となることが一般的であり、また、裁判の独立性確保のため、指揮官の関与も減少傾向にある[6]。

ウクライナにおいては、この傾向を受けて２０１０年軍事裁判所制度を廃止した[7]。しかしながら、２０２２年のロシアによるウクライナ侵略後、戦争犯罪の増加による一般裁判所の機能の圧迫等の状況を受け、２０２５年にウクライナ最高議会は軍事裁判所の再設置を進める法案を可決した[8]。本法案は従来のソヴィエト連邦モデルの軍事裁判所を復活させるのではなく、地方普通裁判所等と並列する一般裁判所内の専門機関として、軍事裁判所を位置づけることを提案しており、欧州における軍事司法制度の文民化の傾向を踏まえた制度となることが予想される。国防軍を有し、過去に軍事司法制度の土台を有するという点でウクライナの状況は日本とは異なるものの、西側諸国との連携を重視し、かつ、国土防衛に直面しているという点では同様である。法の支配といった価値観を欧州及び米国と共有する日本における軍事司法制度を考察する上でも、本傾向を参考としつつ、軍事司法制度導入の目的を明らかにした上で、達成しうる制度を検討する必要がある。

以上を踏まえ、本稿では、日本における軍事司法制度は、欧州諸国の文民化された軍事司法制度およびウクライナの一般裁判所内専門部モデルを参照しつつ、一般裁判所の枠内に軍事事件を扱う専門部を設置する形で、憲法上の制約と軍事の特殊性と国際法の専門性

---

[4] 山田裕之「一般司法制度に近接する軍事司法制度」『国際安全保障』第 49 巻第 1 号、2021 年 6 月、101-107 頁。

[5] U.S. Department of Defense,“Executive Order Changes How Military Handles Sexual Assaults,”Aug. 1, 2023. 10 U.S.C. § 824a; 10 U.S.C. § 1044f.

[6] 奥平穣治「防衛司法制度検討の現代的意義――日本の将来の方向性――」『防衛研究所紀要』第 13 巻第 2 号、2011 年 1 月、115-137 頁；久古聡美、林瞬介「米英仏独の軍事司法制度の概要」『国立国会図書館調査と情報－ISSUE BRIEF－』No.1063、2019 年、3 頁。

[7] Olena Ovcharenko1, Anatoliy Kozachenko2, Roman Kabalskyi2 and Oleksandr Savchuk,” The Judiciary in Ukraine and Challenges of Wartime: The Protection of Human Rights in Extraordinary Conditions and Prospects of Restoring Military Courts,” *Cambridge University Press Israel Law Review*, 1-27, 2025, p. 8.

[8] ウクライナ最高議会、法案番号 13048、“ЗАКОН УКРАЇНИ про внесення змін до Закону України "Про судоустрій і статус суддів" щодо функціонування військових судів”、2025 年。

を適切に両立できる、との仮説を置いて検討する。

（２）先行研究の状況

これまで日本における軍事司法制度にかかる研究は、大きく三つに整理できる。第一は、旧軍及び諸外国の制度との比較研究[9]であり、旧陸海軍の軍刑法・軍法会議制度や、米国、英国、欧州各国等の軍事司法制度を素材として、軍事刑法、軍事裁判所、上訴制度、軍人の関与等の基本構造を明らかにしてきた。第二は、自衛隊への軍事司法制度導入の必要性を論じる研究[10]であり、自衛隊の任務拡大、国際平和協力活動、有事対応等を背景として、命令違反、職務離脱、国際人道法違反等を一般刑事司法のみで処理することの限界を指摘してきた。第三は、憲法上の特別裁判所禁止、文民統制、人権保障の観点から、軍事司法制度の導入に慎重[11]又は否定的[12]な立場を示す研究である。これらの研究は、軍事司法制度の必要性を認める場合であっても、戦前の軍法会議に対する歴史的評価や、軍内部で刑事司法が完結することへの懸念を踏まえ、制度設計に慎重な検討を求めている。

以上の先行研究は、自衛隊への軍事司法制度導入に関する必要性や課題を検討するうえで多くの示唆を与えている。もっとも、近年の軍事司法制度の文民化、米国における指揮官権限の縮減、ウクライナにおける戦時司法の高負荷化と専門化の議論、さらに現在の自衛隊の人的・制度的制約を組み合わせ、日本で実際に採り得る制度案として具体化する点には、なお検討の余地があると考えられる。

本研究は、これらの先行研究を踏まえつつ、軍事裁判所や軍法会議の復活を直接提案するものではなく、近年の軍事司法制度の文民化やウクライナにおける軍事司法制度再構築の議論を参考にしながら、現在の自衛隊の人的・制度的実情を踏まえた実効性のある裁判制度を検討するものである。具体的には、一般裁判所の枠内で軍事の特殊性と国際法の専門性を確保する制度設計に焦点を当てる。なお、軍事刑法は裁判制度とともに軍事司法制度を構成する重要な要素であるが、本稿の主眼は犯罪類型そのものではなく、それらが問題となった場合に、誰が、どのような専門性に基づいて判断するかという裁判制度の設計にあるため、軍事刑法の詳細については既存研究[13]に委ねる。

---

[9] 奥平穣治「防衛司法制度検討の現代的意義」。
福富俊幸「わが国における軍事司法制度の課題－近年の憲法改正論議を検討素材として」『防衛法研究』第 38 号、2014 年 9 月、97-118 頁。
山田康夫「軍事司法制度」『防衛法研究』第 10 号、1986 年 10 月、123-125 頁。

[10] 中野義久「今後の国際平和協力活動における法的枠組みの検討―本来任務化に対応する軍事司法制度についての提言」『陸戦研究』平成 20 年 4 月号、22-23 頁。

[11] 寺嶋太郎「アメリカにおける軍事司法制度改革の動向とその意義一『人の支配』から『法の支配』へ一」『中央大学大学院研究年報法学研究科編』第 53 号、2024 年、59-62 頁。

[12] 田岡俊次「『新憲法研究案』に思う　これからの日本に軍法会議は必要か」『軍事研究』2005 年 7 月号、2005 年 7 月、106-113 頁。

[13] 安田寛「軍法と自衛隊法の罰則」『防衛法研究』第 8 号、1984 年 9 月、45-46 頁。
足立純夫「軍事規律の比較法的考察」『防衛法研究』第 8 号、1984 年 9 月、66-69 頁。

（3）研究手法

本研究においては、先ず先行研究を土台に、軍事司法制度の概要、特にその意義について確認するとともに、日本における自衛隊員の行為に関する現行の司法制度を整理し、その課題を考察する。次いで、各国の軍事司法制度と軍事司法制度の文民化の状況、特にそれらを踏まえたウクライナにおける軍事裁判所の再設置にかかる議論について確認する。最後に、これらの議論が日本に及ぼす影響を踏まえ、日本における軍事司法制度の可能性と方向性について提言する。

第１節　軍事司法制度の概要

１―１　軍事司法制度の定義

軍隊には厳正な規律と秩序の維持が必要であるため、軍隊の構成員の軍事関係その他の犯罪を一般の司法制度とは別の法体系により処理する軍事司法制度があり、軍（刑）法により処理方針を定め、軍事裁判（軍法会議等）で違法行為を処断する[14]。

このため、各国の軍事司法制度は、通常、軍人特有の義務・責任に関する規定である軍事刑法と、軍法会議やその他の形式を持つ軍事裁判を中心とし、軍警察、懲戒制度等が制度全体を構成している[15]。

軍事司法制度の源流は古代ローマに遡り、ローマ軍では、軍の統率と規律を軍事力の核心と捉え、脱走・命令不服従・敵前逃亡などを独自の軍律で厳重に処罰した。そのため、軍専用の実体法と、指揮官の裁判権に基づく軍法会議に相当する制度が存在していた。その後、中世後期・ルネッサンス時代以降、西欧各国では、イギリスの Articles of War を初めとした精密・洗練化された軍法典が現れた。「正当な法の手続」（due process of law）の理念を取り入れた軍法典として、軍事刑法と刑事訴訟法が整備された[16]。

１－２　軍事刑法の概要

軍事刑法は軍隊を規律するために設けられた実体法であり、一般刑法とは区別された軍特有の犯罪類型を定める法体系である。各国の軍事刑法を見ると、一部、米国のように性犯罪等の一般刑法の内容も含むものもあるものの、一般的には軍務放棄・脱走、命令違反・抗命、上官侮辱・暴行、利敵行為、軍事機密の漏洩、軍用品の破壊・紛失、軍紀秩序違反などの軍事に限定的な犯罪類型から構成される。また、旧帝国陸海軍事刑法においても脱走、敵前逃亡、抗命、軍機漏洩、軍用物損壊などが規定されており、現代主要国の軍

---

[14] 奥平「防衛司法制度検討の現代的意義」115 頁。
[15] 山田「一般司法制度に近接する軍事司法制度」95 頁。
[16] 同上、121-123 頁。

事刑法と共通の構造を持つ。軍事刑法は軍紀維持と部隊統制の基盤であり、軍事裁判制度（軍法会議）と一体となって運用され、軍隊の組織的行動を担保する役割を果たす[17]。

１－３　軍事裁判の概要

軍事裁判所は、軍事刑法等に基づき軍人等の犯罪・規律違反を裁く軍独自の司法機関であり、軍隊の構成員の軍事関係その他の犯罪を一般司法とは別の法体系で処理する制度として位置づけられる。その目的は、軍紀維持・指揮統制を法的に支える点にある。軍事裁判所を含む制度は、各国により様々なものがあり、管轄、軍事裁判所の形態、人員の構成、上訴制度等の手続といった観点から整理できる。

軍事裁判所の管轄は、時期（平時から常設／戦時・海外派遣時のみ設置）、場所（国内・海外）、対象（軍人・軍属・従軍文民、一部国では敵国軍人等）、犯罪の内容（脱走・抗命・敵前行為・軍機漏洩・軍用品損壊等の軍特有行為、国際法違反、さらに一部国では軍人による一般犯罪）等により異なる。米国のように平時から国内外を問わず、一般犯罪まで含んで管轄する国から、ドイツのように平時は一般裁判所が管轄し、戦時においてのみ軍事裁判所を設置できる規定を置いている国等多様である。また、ジュネーブ法等の武力紛争法等への違反、所謂戦時犯罪者に対する裁判については、米国等一部の国において軍事裁判所が管轄できるとしている国も存在する一方、各国の一般裁判所及び国際刑事裁判所が管轄するものとしている国も一般的である[18]。

軍事裁判所の形態は、軍事裁判所が軍事犯罪全般を排他的に管轄する純粋な軍事司法モデルから、一般裁判所が軍事犯罪全般の管轄権を有する一般司法モデル、両者の中間に位置づけられるハイブリッドモデルに大別できる。ハイブリッドモデルには、一般裁判所の裁判官等の構成を変更した構造面での混成、一般裁判所と軍事裁判所の司法管轄権が競合し、犯罪の重大性や発生場所、行為者の属性、平時か戦時かといった要素で事件を振り分ける管轄面での混成といった類型が含まれる。特に、第一審は軍事裁判所、上訴審は一般裁判所が審理するといった形での混成は、文民統制の要求から一般的になりつつある[19]。

手続面では、軍務への影響を最小化するため、軍事警察による捜査、簡易・迅速な審理、秘密保全措置などが特徴となる。他方、上訴審を文民裁判所、特に終審を最高裁判所に置き、軍事裁判の判断を一般司法が審査する仕組みを整える国が多く[20]、現代の軍事司法制度は軍事専門性と文民統制・人権保障の調和を図る方向へ収斂している。

１－４　軍事司法制度の一般的意義

---

[17] 久古、林「米英仏独の軍事司法制度の概要」1-10 頁。
[18] 同上。
[19] Mindia Vashakmadze, “Understanding Military Justice: A Practice Note,” *Geneva: DCAF* – Geneva Centre for Security Development and the rule of law, 2018, p. 55.
[20] Ibid., p. 12.

軍隊は国家防衛を任務とし、行動は高度な危険性・緊張性・専門性を伴い、統一的かつ迅速な判断と行動が求められる。このような特殊性の下で軍人の行為を一般司法制度の枠組みだけで適切に評価するため、各国において独自の軍事司法制度が整備されてきた。

（1）軍事の特殊性への対応

軍事司法制度は、その名のとおり軍隊構成員（軍人・軍属等）を主要対象とし、階級的構造、厳格な指揮命令系統、戦闘行動の危険性といった軍隊固有の特殊性に対応する役割を担う。戦闘行動に直結する場面では、個々人の自由な裁量よりも部隊としての統一的行動が優先されるため、一般刑法の単なる加重規定としてではなく、軍事行動に即した独自の犯罪類型・責任構造を持つ「別体系」として軍事刑法が構想され、専門性をもってその適用・審理を担う軍事裁判所が設けられてきた。

文民の裁判官は一般的に軍事に関する専門性を持たない[21]ため、軍隊の特殊性への考慮を制度として担保するためには、軍事裁判所における審判に軍事専門家を関与させることが有効とされ[22]、様々な形で軍事的知見が取り入れられている。

（2）軍紀維持・即応性と迅速・簡易な裁判

軍事司法制度の第二の意義は、軍紀維持と部隊統制、任務遂行能力の確保という軍事組織固有の目的に直結する点にある。軍務放棄や脱走、命令違反、敵前行為、軍機漏洩等の軍事犯罪は、放置すれば部隊の戦闘力や統制に直ちに影響するため、迅速な捜査・審理・処断とともに、場合により民間人より厳重な処罰が求められる[23]。この要請に応えるため、各国の軍事司法制度は、軍事警察による即応的な捜査、軍事裁判所による簡易・迅速な審理など、一般刑事手続よりも迅速性を重視した仕組みを備えている。

（3）法の支配・人権保障・文民統制との調和

軍事司法制度は軍事専門性と迅速性のみを追求するものではなく、法の支配や人権保障、文民統制との調和を図るべき制度として位置づけられる。軍事司法制度が「透明性、説明責任、法の支配」を確保し、被疑者の人権を保障するためには、法曹資格を有する者の関与や上級審による審査など、通常の司法制度と同等の保障が必要である[24]。また、山田が指摘するように、国際人道法との適合性が一層重視される中で、多くの国では軍事司法制度の文民化が進展し、文民裁判官の関与や一般司法との連結を通じて、軍事事件についても一般国民と同様の公正な裁判を受ける権利を確保しようとする動きが見られる[25]。

---

[21] Ibid., p. 2.
[22] 福富「わが国における軍事司法制度の課題」108 頁。
[23] Vashakmadze, “Understanding Military Justice,” p. 2.
[24] 福富「わが国における軍事司法制度の課題」111 頁。
[25] 山田「一般司法制度に近接する軍事司法制度」106-108 頁。

このように軍事司法制度は、軍隊の特殊性に対応した専門的判断と軍紀維持・即応性の追求にとどまらず、文民統制の下で法の支配を軍内部に浸透させ、軍人・軍属に対し適正な裁判手続を保障する仕組みとしても意義を有する。

第１節においては、軍事司法制度の構成要素と歴史的背景を確認した上で、軍事刑法と軍事裁判所を中核とする制度が、軍隊の特殊性への対応、軍紀維持・即応性の確保、そして文民統制の下で法の支配と適正手続を実現する仕組みとして位置づけられることを見た。第２節では、このような日本の現行制度を確認するとともに、前節で整理した軍事司法制度の一般的意義・機能を踏まえ、制度的な課題を明らかにする。

第２節　日本における軍事司法制度の状況と課題

２－１　日本における軍事司法制度の状況

（１）日本国憲法と自衛隊の法的枠組み

戦前の日本には、大日本帝国憲法下において陸軍刑法・海軍刑法と、それぞれに対応する陸軍軍法会議法・海軍軍法会議法に基づく軍法会議が存在し、軍人・軍属の軍務関連犯罪は特別裁判所としての軍法会議によって処理されていた。しかし、敗戦後、軍とともにこれらの制度は廃止され、日本国憲法第７６条第２項が「特別裁判所は、これを設置することができない」と規定して、軍法会議を含む特別裁判所体系の復活に明文の制約を課しており[26]、戦前型の軍事裁判所をそのまま再建することは、憲法上困難とされた。

他方、自衛隊は、国内法上「軍隊」ではなく行政機関として防衛省設置法・自衛隊法に基づき設置され、自衛官および防衛省職員は特別職国家公務員として位置付けられている[27]。このため、軍隊としての自衛隊も軍事刑法も存在せず、特別裁判所としての軍事裁判所や軍法会議、自衛隊員にかかわる刑事事件に適用される特別の訴訟法も制定されていない。その結果、自衛隊員の行動にかかわる刑事処分については、実体法上も手続法上も一般法が適用されるというのが、現行憲法下における制度的前提である[28]。

（２）日本における軍事司法制度の枠組み

ア　軍事刑法

日本には軍事刑法が存在しないため、自衛隊員が行った違法行為に対する刑事責任は、第一に刑法およびその他の一般刑罰法規によって問われる。また、殺人、傷害、窃盗等の一般的な刑法犯については、他の市民と同様に刑法が適用されており、軍人であることを理由とする特別の構成要件や加重規定は基本的に設けられていない。

一方、自衛隊法は自衛隊の任務と活動の特性にかんがみ、武器・弾薬・車両など防衛装

---

[26] 福富「わが国における軍事司法制度の課題」50 頁。
[27] 奥平「防衛司法制度検討の現代的意義」128 頁。
[28] 福富「わが国における軍事司法制度の課題」50-51 頁。

備品の無断使用・損壊、自衛隊施設の占有、正当な理由のない職務放棄等について罰則を定めている。これらは、諸外国の軍事刑法が規定する純粋軍事犯罪（軍務に固有の義務違反や軍紀違反）に相当する部分を部分的に担うものであり、その意味で自衛隊法の罰則は、日本における「軍事刑法に相当する実体法」の一部を構成する[29]。自衛隊法上の罰則の法定刑については、敵前逃亡罪などを例にとると、主要国の軍事刑法に比して全般的に軽い傾向にあり、規定される犯罪類型も限定的であることから、軍事刑法整備の必要性にかかる議論がある[30]が、本稿の趣旨を踏まえ、先行研究に委ねることとしたい。

また、服務規律の一部は自衛隊法の罰則と重複しつつも、その多くは懲戒処分の対象とされており、軍務に固有の義務違反・軍紀違反の相当部分が刑罰ではなく懲戒に委ねられていることが指摘されている[31]。

さらに、武力紛争に関連する国際人道法違反や戦争犯罪に相当し得る行為については、国際刑事裁判所（ICC）規程への加入審議の際に、規程上の対象犯罪の大部分は現行国内法で処罰可能であるとして新たな立法は不要とされた。現行法上は、一般の裁判官が刑法、自衛隊法その他の国内法および国際人道法・国際刑事法の一般原則を組み合わせて評価することと整理されており[32]、その際に本格的な武力紛争法違反の評価枠組みは十分検討されなかったとの批判を残すこととなった[33]。

イ　軍事刑事管轄

自衛隊員による犯罪の捜査は、原則として一般の警察が担当し、検察官が起訴・不起訴を決定し、その後の公判維持も検察庁が担う。他方で、自衛隊員等や自衛隊施設に密接に関連する犯罪については、自衛隊法 96 条に基づき、警務官が特別司法警察職員として一次的な捜査を行い、その結果を検察庁に送致する。

この構造は、自衛隊員による国内での犯罪のみならず、海外派遣中の行為や、有事における武力行使に関連する行為にも、原則として同様に適用される。また、敵国軍人や協力者等による国際人道法違反・戦争犯罪を日本が自国の裁判権のもとで処理する場合にも、軍事裁判所が存在しないため、捜査・起訴は警察・検察が担い、一般裁判所が審理する。

ウ　裁判体と手続

自衛隊員を被告人とする刑事事件の審理は、自衛隊の行動にかかわる刑事処分も含め、通常の刑事訴訟法が適用され一般裁判所が行う。軍事事件専用の裁判所や訴訟法は設けら

---

29 山田「一般司法制度に近接する軍事司法制度」93-94 頁。
30 河井「自衛隊司法制度の提言」15-18 頁、22-25 頁。
31 奥平「防衛司法制度検討の現代的意義」131 頁。
32 第 166 回国会・衆議院本会議第 15 号（平成 19 年 3 月 20 日）国務大臣麻生太郎答弁（国際刑事裁判所に関するローマ規程承認等に係る質疑）。
33 福富「わが国における軍事司法制度の課題」55 頁。

れていない。裁判体の構成および手続についても通常の刑事事件と同様であり、軍人や軍事の専門家が裁判体に加わる制度や、軍事事件に特化した特則は設けられていない。

自衛隊員による国際人道法違反・戦争犯罪に相当し得る行為が問題となる場合も、現行法の建前では、一般裁判所が国内法および国際法の原則を適用して審理することが想定されている。また、敵国軍人・協力者等による国際人道法違反・戦争犯罪を日本が国内で裁く場合も、一般裁判所が担当することになる。このように、軍事関連事件の裁判は、制度上は全面的に一般司法の枠組みに組み込まれている。

以上のとおり、日本では、自衛隊員の行為に関する刑事司法の枠組みは、憲法上の特別裁判所禁止と自衛隊の行政機関としての位置づけを前提として、刑法及び自衛隊法の一部罰則、警察・警務隊、検察、一般裁判所の組合せによって構成されている。

２－２　現行制度の問題点

軍事刑法や軍事裁判所を持たず、自衛隊員の刑事責任を原則として刑法・刑事訴訟法および一般裁判所によって処理している日本の現行制度は、特別裁判所禁止や司法の独立、人権保障といった憲法上の要請に整合的である。一方、軍事の特殊性への対応、国際人道法の適用といった観点からは、必ずしも十分ではないとの指摘がある[34]。本節では、軍事司法制度の一般的意義を踏まえ、日本の現行制度が抱える課題を考察する。

（１）軍事の特殊性への対応

軍事事件の評価に際しては、単に部隊編成や装備の性能に関する一般的知識にとどまらず、指揮命令系統や作戦計画の立案プロセス、交戦規則、訓練や部隊運用上の慣行が、現場の判断にどのような影響を与えるかといった、具体的かつ経験的な知見が必要となる。

例えば、ウクライナでは、ロシアによる侵攻初期に、攻撃を受けた後に移動中であったロシア兵らが、敵地で移動する途上、携帯電話で通話中の民間人男性と遭遇し、これを射殺した事件が発生した[35]。このような場合、その民間人に見える男性が自分たちの位置を通報する危険をどう評価するか、また上官の発砲命令にどのように応答するかという判断を、極めて不安定な治安状況と心理的圧迫の下で迫られる。そこでは、男性が軍事的脅威たり得るか否か、通報リスクに対してどの程度の危険を許容すべきかといった評価が問題となるが、これは単純な注意義務の枠組みだけでは捉えがたい。一般司法裁判所に移行していたウクライナの司法機関は、同兵士に対して法定刑の中で最高刑である無期懲役を選択し、違法性の認識、戦場心理、兵士の階級・経験などの検討が不十分であり、過重ではないかとの批判を受けている[36]。戦場においては、敵情判断に関する部隊慣行、戦闘スト

---

[34] 奥平「防衛司法制度検討の現代的意義」115-116 頁。
[35] Pavel Polityuk, “Russian soldier jailed for life in first war crimes trial of Ukraine war,” *Reuters*, May 23, 2022, accessed Dec. 16, 2025.
[36] Chris Jenks, “Ukraine Symposium – The Atrocity Crimes Advisory Group & Ukrainian Prosecutions of Russian POWs – Part 1,” *Articles of War*, Lieber Institute, West Point, June 22, 2022, accessed Dec. 16, 2025.

レス下での意思決定に関する経験則などが複合的に働いており、こうした要素は短期の研修や机上教育のみで埋めることが難しく、当時の状況に即した合理性評価を安定して行うには、経験に裏打ちされた軍事的知見をどのように審理へ取り込むかが問題となる。軍法務官として長年勤務した者や、実際に指揮官として類似の状況を経験した軍人の知見を裁判体内部に取り込むことによって、はじめて当該行為を軍事的・実務的文脈の中で位置付けることが可能になると考えられる。

一方、日本の現行制度においては、裁判官・検察官・弁護人に対する軍事教育は制度的に位置付けられておらず、軍事事件に特化した裁判体や専門部も設けられていない。このため、軍事事件の審理における軍事専門性の確保は、個々の裁判官の自己研鑽や当事者による証拠提出・専門家証言に委ねられる。このような状況を端的に表すものとして、長沼ナイキ訴訟の第一審が挙げられる。札幌地裁は同訴訟において、基地の軍事的性格や有事における攻撃対象となる蓋然性などを判断するため、大学教授、軍事評論家、自衛隊高級幹部、地元住民ら多数の証人を尋問し、「事実審理を尽くした」と評価されている[37]。ここからは、軍事・安全保障に関する判断が、裁判官の一般的知識のみでは足りず、実務上も外部の軍事専門家や自衛隊幹部の証言に大きく依拠せざるを得ないことがうかがわれる。

もっとも、個別事件ごとに専門家証人を活用する方法には限界がある。専門家はあくまで当事者が選任する証人として位置付けられ、その意見は対立する鑑定や反対尋問を受けることを前提とした証拠の一部にすぎない。部隊運用上の合理性や慣行に関する評価を、常に外部証人の供述の取捨選択に任せることは、判断の一貫性や予測可能性の観点から問題を残す。また、軍事に疎い裁判体が、相反する専門家意見のどちらを採用すべきかを評価する際、結果の重大性や一般社会通念に引きずられた判断となる危険も否定できないため、軍事の特殊性を継続的に考慮し得る制度的手当ての検討が必要となる。

（２）国際法（国際人道法）に関する専門性の不足

他方で、国際法、とりわけ武力紛争に適用される国際人道法（IHL）に関する専門性が、国内刑事司法の運用において制度として十分に担保されていないことも重要な課題である。前項で触れたような武力紛争下の事案では、作戦上の合理性評価にとどまらず、対象識別（区別）や誤認（錯誤）、損害低減措置（予防措置）等の IHL 上の論点が不可避となり、争点化し得る。日本の ICC 規程への加入審議においては、規程上の対象犯罪の大部分は現行の刑法等で処罰可能であるとして、新たな包括的戦争犯罪法の整備は不要とされた。しかし、その際の検討は、個々の行為類型が刑法上のどの罪名に当てはまり得るかという形式的な対応関係の確認にとどまり、文民と戦闘員の区別、軍事目標の認定、過大な

[37] 北海道弁護士会連合会「長沼ナイキ基地訴訟札幌地裁判決 50 年にあたり、日本国憲法の恒久平和主義の今日的意義を確認し、司法が国民の権利擁護と法の支配に積極的な役割を果たすことを求める理事長談話」2023 年、https://www.dobenren.org/statement/r05statement02.html、2025 年 12 月 11 日閲覧。

附随的被害を伴う攻撃の禁止といったIHL上の評価原理を、国内の違法性判断・責任論にどのように組み込むかという点については、議論が不十分であったと指摘されている[38]。

その結果、武力行使の過程で文民に被害が生じた場合に、いかなる条件の下で違法性や責任が評価されるのか、また当時の情報の不完全性や時間的制約の下で生じ得る誤認をどのように位置付けるのかについて、実務上の見通しが必ずしも明確でない。このことは、自衛隊員にとって自己の行為に伴う刑事責任の予測可能性を低下させ得るだけでなく、裁判所にとっても、国際法上の論点が具体的事情の評価へ十分に接続されないまま判断が形成されるおそれを残す。したがって、IHLに通じた人材の育成・確保を基礎としつつ、IHL上の主要論点が国内刑事手続の争点構造と理由付けの中で適切に位置付くよう、必要最小限の観点整理を共有することが必要である。

国際法レジームに対する国内刑事司法の感度の低さを示す例として、航空分野における日航機ニアミス事件を挙げることができる。国際民間航空機関（ICAO）が定めた国際民間航空条約第13付属書（ICAO Annex 13）は、航空事故・重大インシデント調査の目的を事故・インシデントの防止に置き、責任追及や法的責任の認定を目的としないものとして、事故調査に関する国際標準を定めている[39]。日本もこの国際条約に批准しているが、日航機のニアミス事案においては、事故調査報告書等が刑事裁判の証拠として用いられ、航空管制官に対し業務上過失致死傷罪の有罪判決が言い渡されたことが、Annex 13 の趣旨に反する運用として批判の対象となっている[40]。この運用は、専門的な国際航空法レジームが前提とする非懲罰的安全文化の理念が、国際法の専門家の不足もあいまって、国際法上の専門的前提が国内刑事司法の争点形成や理由付けに十分に取り込まれていないことを示す一例と言える。

自衛隊員や敵国軍人の行為をIHL違反として直接判断した国内判例の蓄積がほとんど存在しない以上、国際航空法の場合よりも一層、一般裁判所が自律的に高度な専門的評価枠組みを構築・運用することには困難が予想される。戦闘行為と刑事犯罪との境界、武力紛争法上の義務違反と国内刑法上の違法性・責任との関係を体系的に整理するためには、実体法上の戦争犯罪構成要件の整備のみならず、裁判体におけるIHLに関する専門性の担保について検討が必要である。

（3）裁判の迅速性

海外派遣中あるいは武力攻撃事態における事件について、被告人・証人・証拠の確保に

---

38 福富「わが国における軍事司法制度の課題」55頁。

39 International Civil Aviation Organization, Manual on Regional Accident and Incident Investigation Organization (Doc 9946), 1st ed., 2011, citing Annex 13, para. 3.1, p. 2-1, https://www.icao.int/sites/default/files/safety/implementation/9946_cons_en.pdf, accessed Dec. 16, 2025.

40 高橋拓矢「日本における航空事故調査の問題点」『東京保険医協会』2024年3月28日、https://www.hokeni.org/docs/2024032800054/、2025年12月11日閲覧。

時間を要し、裁判が長期化しやすいことは、軍規維持や被害者保護の観点から無視し得ない。もっとも、適正手続を維持する限り、軍事裁判所を導入したとしても迅速性が劇的に向上するわけではなく、証拠収集体制や事案の選別、ウェブ会議による手続といった運用面の工夫に負う部分が大きい点に留意が必要である。

以上のように、日本の現行制度は、特別裁判所禁止や司法の独立、人権保障といった憲法上の価値に適合する一方で、軍事の特殊性を踏まえた事実評価を制度的に支える手当てが乏しく、国際人道法に関する専門性も実務上担保しにくいという課題を抱えている。とりわけ、当時の状況に即した合理性評価や、戦闘行為と刑事責任の境界に関する判断は、短期的な教育や個別事件ごとの専門家証言だけで安定的に処理することが難しい。そこで次節では、諸外国の制度がこれらの課題にどのように対応しているかを比較し、日本が取り得る選択肢を検討する。

第３節　各国における軍事司法制度の状況

本節では、第２節で抽出した課題、すなわち軍事の特殊性（任務遂行環境・指揮命令系統・部隊運用上の判断等）を裁判手続にいかに反映させるか、国際人道法を含む国際法に関する専門性をいかに担保するか、という二点に着目し、諸外国の制度を比較する。

比較の観点は、各国が上記二課題を、裁判体の構成（軍人の関与の有無・態様）、事件処理の集約（専門部・専門裁判官等）、捜査・訴追の専門化（軍事検察、専門検察等）、人材育成（研修・資格要件等）のいずれの局面において反映しているかに置く。なお、純粋な軍事司法モデルは日本における採用が考えにくいため概要にとどめる。また、純粋な一般司法モデルについては現行の日本の制度に近いものとなるため、制度が採用されている国における軍事の特殊性等への対応の方策に触れるにとどめ、以下では第４節の制度設計に直接参照し得るハイブリッドモデル（一般裁判所を基盤としつつ軍事的知見や専門性を組み込む枠組み等）を中心に整理する。

また、比較の妥当性を補強する素材として、軍事裁判所廃止後に武力紛争下の刑事処理に直面したウクライナを取り上げ、上記二課題が実務上どのように顕在化したかを確認するとともに、同国がいかなる制度的解決（再設置型／一般司法内専門化型等）を模索しているかを確認する。これにより、各国モデルで確認した制度要素が、現実の要請とどのように接続するかを示す。

３－１　各国の軍事司法制度の類型と概要

（１）純粋な軍事司法モデル：スイス等

本モデルは、軍事裁判所・軍事検察等からなる独立の軍事司法体系により、軍人に係る事件を主として軍事法規に基づいて処理する構造である。スイスはこのモデルの代表例で

あり、軍事刑法に基づき軍事司法当局が捜査・訴追・裁判を担う体制を保持している[41]。

このモデルでは、裁判体および訴追主体が軍務の実情に通じることから、任務遂行の文脈、指揮命令系統、部隊運用上の判断といった軍事の特殊性（課題 A）を、事実認定や規範適用の過程に制度内部で取り込みやすい。また、制度内に専門人材を維持しやすいことから、武力紛争下に問題となり得る国際人道法・国際刑事法を含む国際法専門性（課題 B）についても、継続的な教育・蓄積を図り得る。他方で、軍の組織原理との関係で、司法の独立・透明性に関する設計上の論点が生じ得る。

したがって本稿では、純粋軍事司法モデルを「A/B を制度内で最大化し得る参照枠」として位置づけ、第４節で実際に参照する制度要素の抽出は、次項３－２の各モデル（一般裁判所を基盤に軍事専門性を組み込む枠組み）に求める。

（２）純粋な一般司法モデル：デンマーク等

本モデルは、軍事裁判所を設けず、軍人に係る事件を一般裁判所で処理する構造である。デンマークはその典型であり、裁判は一般司法に統合されている。他方、このモデルは「軍事犯罪を特則として規律しない」ことを意味しない。多くの場合、軍事刑法（又は軍事犯罪に関する特別法）により軍人固有の義務違反等を実体法上区別し、人的・場所的（国外適用を含む）・時間的（平時・戦時）の枠組みを通じて管轄を設計する[42]。

裁判体が通常の構成である以上、任務遂行の文脈を踏まえた評価や、国際人道法・国際刑事法に関する判断を、裁判体内部に常時確保することは容易ではない。そのためデンマークのように、軍事検察等により捜査・訴追段階で専門性を確保し、教育訓練や担当の固定化等によって、課題 A/B を「裁判体外」から入力・補完する設計が重視される。

以上を踏まえ、本稿では純粋一般司法モデルを、司法の統合度が高い対照枠として整理した上で、次項３－２において、一般裁判所を基盤としつつ軍事の特殊性および国際法専門性をより確実に確保する具体的仕組み（裁判体への限定的軍人関与、専門的担当・集約等）を検討する。

（３）ハイブリッドモデルの概要と文民化の動向

ア　軍事裁判所（Court Martial）＋文民上訴審接続型（アメリカ、イギリス等）

米国および英国はいずれも、軍人に係る一定の事件を Court Martial（軍事裁判）で扱い、軍事の特殊性を裁判手続に入力する枠組みを有する。両国では、裁判体に軍人が関与する（パネル等）ことにより、任務遂行環境、指揮命令系統、部隊運用上の判断といった軍事的文脈を、事実認定・評価過程に反映し得る。

もっとも両国の差異は、裁判官（裁判長）の属性に端的に表れる。米国では軍人裁判官

---

41 Office of the Armed Forces Attorney General, “Military Justice,” *Swiss Federal Authorities website*, https://www.oa.admin.ch/en/military-justice, accessed Nov. 23, 2025.
42 Forsvarets Auditørkorps, “The Danish Military Justice System,” 2015, pp. 4-5.

を中核とし、軍の職能体系（軍法務官等）と教育により専門性を保持する構造をとるのに対し、英国では文民の裁判官（Judge Advocate）が主宰し、軍人パネルを通じて軍事的知見を入力する構成を採る。この差は、軍事専門性の導入の仕方（制度内保持か、文民主宰＋軍人関与か）と、統制の見え方に影響する[43][44]。

したがって、本モデルは「軍人関与を裁判体に置くことで軍事の特殊性を直接確保し、国際法専門性は訴追・教育・専門職能によって補完する」という類型として整理できる。第４節との関係では、米英のうち特に英国のように裁判官を文民としたまま軍人関与を限定的に組み込む設計が、一般裁判所基盤の制度設計に接続しやすい参照枠となる。

イ　一般裁判所内軍事部・軍人陪席型（オランダ・フィンランド等）

オランダおよびフィンランドは、軍事裁判所を独立に設けるのではなく、軍事事件を一般裁判所の枠内で処理する点で共通する。両国は、一般司法の枠組みを維持しつつ、軍事の特殊性を確保するために、裁判体への軍人関与または軍事事件の取扱い枠（軍事部等）を通じて軍事的知見を入力する。

両国の違いは、軍事の特殊性への対応にあり、オランダでは、一般裁判所内の軍事部等の枠組みを用い、裁判体に軍人陪席を加えることで軍事的観点を反映させる[45]。他方でフィンランドでは、一般裁判所（地裁）において、文民裁判官（議長）＋軍人構成員からなる裁判体により、軍事的知見を裁判体内部により明確に位置づける[46]。

また、両国は国際法専門性の担保について、裁判体に常設の専門家を置くというよりも、訴追の専門担当、教育訓練、担当の固定化・蓄積等を通じて補完する点に特徴がある。したがって本類型は、「一般裁判所基盤の下で、①軍人の限定的関与、②取扱い枠（軍事部・指定地裁等）による実務の蓄積を組み合わせて A/B を確保する」モデルとして、第４節の制度設計に直接参照し得る。

（４）小　括

以上の各国の制度を比較すると、純粋軍事司法モデルから純粋一般司法モデルに至る連続体の中で、軍事の特殊性（課題 A）は、裁判体への軍人関与の有無及び程度に応じて反映される傾向がある。他方、国際法専門性（課題 B）は、裁判体の構成だけでなく、訴追の専門化、教育訓練、担当の固定化・蓄積等によって補完される傾向がある。各国におけ

---

43 Jennifer K. Elsea and Jonathan M. Gaffney, "*Military Courts-Martial Under the Military Justice Act of 2016*," *CRS Report*, R46503, Washington, DC: Congressional Research Service, August 28, 2020, https://www.congress.gov/crs/product/R46503, accessed Nov. 23, 2025.

44 Courts and Tribunals Judiciary of England and Wales, "Military," https://www.judiciary.uk/about-the-judiciary/our-justice-system/jurisdictions/military-jurisdiction/, accessed Nov. 26, 2025; UK Ministry of Defence, "Summary of the Armed Forces Bill 2021 (accessible version)," 2021.

45 Besselink, Leonard F.M., *The Legal and Constitutional Position of the Netherlands Armed Forces and International Military Cooperation*, Utrecht: Utrecht University, p. 66.

46 Ministry of Justice, Finland, *The Criminal Code of Finland* (39/1889), Chapter 1, Section 4.

る軍事刑法の位置づけ、管轄、捜査・訴追の担い手、裁判の場及び裁判体の構成は、表１のとおり整理できる。

表１　各国の軍事司法制度の比較

項　目	スイス（純粋軍事司法モデル）	アメリカ（軍人裁判官＋文民上訴）	イギリス（文民裁判官主宰軍事裁判所）	オランダ（一般裁判所内軍事部）	フィンランド（一般裁判所の軍人構成）	デンマーク（純粋一般司法モデル）
軍事刑法（実体法）	軍事刑法	UCMJ 等（軍法典）	軍事関連法制（軍事犯罪規定）	一般法体系内の軍事犯罪規定（特則）	刑法内の軍事犯罪章	軍事刑法
管　轄	軍人中心／平時・戦時／国外適用／戦時拡張	軍人中心／平時・戦時／国外適用／一般刑法犯含む	軍人中心／平時・戦時／国外適用／一般刑法犯含む	軍人中心／平時・戦時／国外適用	軍人中心／平時・戦時／国外適用	軍人中心／戦時拡張
捜査・訴追	軍事検察（軍司法当局）	軍法務官・軍検察が専門化	専門の軍事訴追	一般検察内で軍事事件を担当（専門担当）	一般検察内で担当（必要に応じ専門化）	軍事検察等が前段で専門化
裁判の場（裁判所）	軍事裁判所	軍事裁判所＋上訴は一般司法へ接続	軍事裁判所＋上訴は一般司法へ接続	一般裁判所内に軍事部（一定の集約が可能）	一般裁判所（軍事事件を扱う指定地裁）	一般裁判所
裁判体（軍人関与）	軍人中心の裁判体	軍人裁判官＋軍人パネル	文民裁判官＋軍人パネル	文民裁判官＋軍人陪席	文民裁判官（議長）＋軍人２名	軍人関与なし
A/B への対応	A：裁判体内 B：制度内保持	A：軍人裁判官、軍人パネル B：教育＋専門職能	A：軍人パネル B：訴追・教育	A：陪席＋集約 B：専門担当＋蓄積	A：軍人合議体 B：集約・教育	A：裁判体外（訴追・運用） B：訴追・教育

出所：DCAF, Understanding Military Justice: A Practice Note (2018); Congressional Research Service, Military Courts-Martial Under the Military Justice Act of 2016 (2020); Forsvarets Auditørkorps, The Danish Military Justice System; Besselink, The Legal and Constitutional Position of the Netherlands Armed Forces; Criminal Code of Finland; 国立国会図書館「軍の海外任務に関するフランスの刑事法制改革」等を基に筆者作成。

もっとも、これらの制度要素が実務上どの程度の必要性をもって要請されるかは、平時の軍規事案にとどまらず、武力紛争下の刑事処理が問題となる局面を踏まえて評価する必要がある。そこで次項３－２では、ウクライナの事例を素材として、課題 A/B が戦時にどのように顕在化し、制度再構築がどの方向で検討されているかを概観する。

３－２　ウクライナにおける軍事司法制度の再構築をめぐる動向

本項では、前項で整理した二つの課題、すなわち軍事の特殊性（任務遂行環境、指揮命令系統、部隊運用上の判断等）を刑事手続にいかに反映させるか（課題 A）、国際人道法・国際刑事法を含む国際法に関する専門性をいかに担保するか（課題 B）が、武力紛争下においてどのように顕在化するかを確認する素材として、ウクライナの状況を取り上げる。ここでの目的は戦時の高負荷状況において A/B が同時に要請される局面を示し、各国比較で抽出した制度要素がどのような必要性に基づくものかを明確にする点にある。

前提として、ウクライナでは 2010 年に軍事裁判所が廃止され、軍人による犯罪を含む事件処理は、原則として一般裁判所の枠内で行われる構造が形成された。すなわち、軍事

事件を専属的に扱う常設の軍事裁判所を中核に据えるのではなく、一般司法の中で軍人に係る事件を取り扱う制度配置が採用されたことになる。

この一般司法への統合は、裁判制度の統一という観点からは整合的であり、軍事司法制度の文民化の傾向を反映している。一方、戦時においては、軍人の規律維持や任務遂行の文脈を踏まえた評価（課題 A）と、戦争犯罪を含む国際法的論点への対処（課題 B）とが同時に要請され得る。以下では、こうした高負荷状況の下で A/B が具体的にいかなる形で問題化し、さらにウクライナがどのような制度的解決を模索しているかを概観する。

（１）軍事の特殊性への対応に関する課題

ウクライナの戦時下では、第２節で既に触れたとおり、戦場の混乱や情報の断片性の下で、民間人が軍事的脅威たり得るか、通報リスクをどの程度具体的に見積もり得たか、上官命令にいかに応答し得たかが争点となる事例が生起した。こうした事案では、行為の違法性や責任判断の前提となる事実（危険の程度、代替手段の可否、命令の理解可能性等）が、通信断絶・敵味方識別の困難・即時の危険管理といった戦場条件に強く規定されるため、平時の経験則だけで再構成すると評価が抽象化しやすく、事後的・平時的な合理性判断に引きずられ得る。

この種の評価の難しさは、戦争犯罪型事案に限られず、無断離隊等の規律事案が多数生起する局面でも顕在化する。ウクライナでは戦時動員の長期化の中で、無断離隊（ウクライナ刑法 407 条）・脱走（同 408 条）に関する刑事手続が急増し、2024 年だけで登録件数がそれぞれ約 6.8 万件・2.3 万件とされる[47]。他方で、2024 年に裁判所が言い渡した有罪判決は、それぞれ 849 件、198 件と報じられており[48]、事件量が通常の刑事運用で吸収しにくい状況がうかがえる。このように規律事案が多数生起する局面では、戦力としての復帰の要請と、処分の公平性・規律維持（迅速・均衡）の要請が同時に強く働き、個別事情を踏まえた評価枠組みをいかに確保するかという意味で、軍事の特殊性（課題 A）が現実の問題として顕在化している。

（２）国際法の専門性の確保に関する課題

ウクライナでは、侵攻後、戦争犯罪（特に刑法 438 条に該当する事案）の捜査・訴追が大規模に生起し、検察当局は 2024 年時点で既に 12 万件超の戦争犯罪捜査を開始している旨を公表しているなど、事件量そのものが通常の刑事運用を超える負荷として顕在化している[49]。

---

[47] Alex Stezhensky, “Ukraine opened nearly 91,000 cases of unauthorized absence and desertion in 2024,” *The New Voice of Ukraine*, April 4, 2025, accessed Jun. 8, 2026.
[48] “Courts issue 849 verdicts for unauthorized abandonment of unit, 198 for desertion in 2024,” *Interfax-Ukraine* (English edition), December 3, 2024, accessed Jun. 8, 2026.
[49] “Ukraine probing over 122,000 suspected war crimes, says prosecutor,” *Reuters*, February 23, 2024, accessed Jun. 8, 2026.

このような量的負荷の下では、国際人道法・国際刑事法の枠組みで何を構成要件事実として立て、どの種の証拠をどの態様で保全し、いかに国際的に共有して最終的に法廷で使用可能な形に整えるかという、立証設計・証拠運用を含む専門性が要請される。実際、ウクライナは侵攻直後から欧州司法機構支援の合同捜査チーム（JIT:Joint Investigation Team）を設け、ICC 等も参加する枠組みの下で、情報・証拠の迅速かつ有効な交換を制度的に実装してきたが、これは戦争犯罪捜査が国際法上の評価枠を前提にしなければ運用として成立しないことを端的に示している[50]。

（３）ウクライナにおける軍事司法制度の再構築の状況

前記のとおり、戦時下の軍人事件では、軍事の特殊性への対応（課題 A）と、国際人道法・国際刑事法に関する専門性の制度的担保（課題 B）が同時に要請される。こうした要請を一般司法の枠内で吸収しきれるかが現実の問題として顕在化する中で、ウクライナでは軍事事件をいかなる制度枠で扱うかについて、複数の方向性が検討対象となっている。ここで留意すべきは、軍事裁判所の廃止・一般司法への統合という経緯が、軍事司法を一般司法へ接続して制度の文民化を進める文脈を含んでいた点である。その上で戦時の高負荷状況に直面し、文民化の方向性を維持しつつ専門性を補強するのか、あるいは制度上の再設計として軍事裁判を再配置するのかが、改めて問われている。

第一に、軍事裁判所を制度的に復活させ、軍事事件の処理を司法制度の側で集約し、専門性と迅速性を制度的に確保しようとする方向（軍事裁判所再設置型）である。第二に、軍事裁判所の復活に至らずとも、一般裁判所の枠内で軍事犯罪・国際犯罪の取扱いを専門化し、裁判官の専門化（選任・研修等）を通じて審理の質と効率を高めようとする方向（一般司法内専門化型）である[51]。

これら二方向は、第３節で整理した比較類型に照らせば、前者は軍事裁判所（Court Martial）＋文民上訴審接続型に、後者は一般裁判所内軍事部・軍人陪席型に、それぞれ接続し得る。裁判官の専門化に関する立法提案では、軍事犯罪に加え、国際法秩序に関わる重大犯罪（国際犯罪）を対象として、第一審・控訴審レベルで裁判官の専門分野を設ける構想が示されている[52]。

このように、ウクライナの事例は、戦時の刑事処理において、軍事の特殊性に即した事実認定・評価（課題 A）と、国際人道法・国際刑事法を踏まえた立証・証拠運用（課題

---

[50] Eurojust, “Joint investigation team into alleged crimes committed in Ukrainem,” JIT set up 25 March 2022; evidence-gathering and exchange; ICC participation, accessed Jun. 8, 2026.

[51]ウクライナ最高議会、Проект Закону про внесення змін до Закону України “Про судоустрій і статус суддів” щодо функціонування військових судів（『軍事裁判所の機能（運用）に関して、ウクライナ法「裁判所制度及び裁判官の地位について」を改正する法律案』）」（法案番号 13048、2025 年 2 月 27 日登録）、https://itd.rada.gov.ua/billinfo/Bills/Card/55903、2026 年 1 月 8 日閲覧。

[52] Ukrainian Legal Advisory Group, “Analysis of the Draft Law No. 10301,” January 2025, accessed Jun. 8, 2026.

B）が、抽象的要請ではなく、現実の事件量と事案構造によって同時に要請され得ることを示している。また、その対応として、軍事裁判所再設置型と一般司法内専門化型という複数の方向が検討されている点は、第３節で整理した各国モデルが、単なる制度類型ではなく、課題 A/B を制度的に吸収するための参照枠であることを裏づける。次節では、これらを踏まえ、日本として一般裁判所を基盤としつつ、軍事の特殊性と国際法専門性を確保するため、どの要素をいかに組み合わせるべきかを検討する。

第４節　日本における軍事司法制度導入の方向性

本節では、当初示した仮説、すなわち一般裁判所の枠内に軍事事件を扱う専門部を設置する形が、憲法上の制約と軍事の特殊性及び国際法の専門性を適切に両立し得るかを検討する。その際、第２節で抽出した二つの課題、すなわち武力紛争下の行為評価に固有の軍事の特殊性への対応（課題 A）と、国際法（特に国際人道法：IHL）に関する専門性の制度的担保（課題 B）を踏まえ、第３節で確認した比較法上の知見に照らして考察を行う。

武力紛争下では、当時利用可能であった情報、時間的制約、指揮命令・統制の態様等を前提とした合理性評価と、区別・比例性・錯誤等の IHL 上の論点が不可避に連動する。第２節で取り上げたウクライナの事例等が示すとおり、A または B のみを補強しても、判断の安定性と説明可能性を十分に確保することは困難である。

もっとも、制度設計は抽象的理想論ではなく、国内法制と社会的受容可能性の制約の下で行われる。わが国においては、憲法上の制約も考慮が必要であり、司法の独立と裁判の正統性を損なわない制度設計が求められる。また、軍事司法をめぐる国際的な文民化の潮流との関係からも、独立した軍事裁判体系を常設する方式は日本の制度選択として採りにくい。加えて、制度の持続可能性という観点から、人的・制度的コスト、とりわけ平時運用をどのように設計するかは重要な考慮事項となる。

以上を前提に、まず A/B への適合、憲法上の制約、制度維持コストの観点から選択肢を簡潔に比較し、その上で最適案を具体的にどのような制度として構成するか（一般裁判所内の専門化、軍人陪席の位置付け、人材基盤、平時・有事の運用等）を提示する。

４－１　検討案の整理・比較

課題 A/B に関し、制度的対応のあり方としては、純粋な一般司法モデル（現行）、軍事裁判所＋文民上訴審型に接続するモデル（米国・英国型）、一般裁判所内軍事部・軍人陪席モデル（オランダ型・フィンランド型）、が想定される。以下では、A/B への適合の程度、憲法上の制約との整合性、制度維持コスト（平時運用を含む）の観点から、これらを簡潔に整理する。

表２　各司法制度モデルの比較

類　型	軍事の特殊性への対応(A)	IHL 専門性の担保(B)	憲法への整合	持続可能性
純粋な一般司法モデル(現行)	軍事の特殊性を判断過程に取り込む仕組みが偶然性に左右され、事案によっては評価が不安定になり得る。	IHL 論点を争点形成・理由付けへ接続する専門性が制度として担保されにくい。	一般司法に完結するため、緊張はない。	平時コストは小さいが、有事の拡張は困難である。
軍事裁判所＋文民上訴審モデル（米国・**英国型**）	軍事経験・組織知を判断過程に組み込みやすく、A への対応が確実である。	IHL 専門性を集約しやすく、専門性の担保が確実である。	刑罰権行使の担い手を司法の外に切り出し得るため、特別裁判所等の憲法上の論点が大きくなり得る。	組織・人材・機密手続の維持が必要となり、固定費が生じやすい。
一般裁判所内軍事部･軍人陪席モデル（オランダ･フィンランド型）	専門化と限定的な軍事的関与により、当時の状況に即した合理性評価を制度的に支え得る。	裁判体・当事者の教育・経験の集積を軸に、IHL 論点の位置付けを制度として担保し得る。	一般裁判所が裁判権を保持し審級も一般司法に完結するため、緊張を抑えやすい。	平時は最小のコア、有事拡張の設計が可能で、実効性とコストの均衡を図りやすい。

出所：これまでの議論を基に筆者作成

以上を踏まえると、軍事裁判所＋文民上訴審モデルは A/B の要請を最大化する参照枠として位置付け得るものの、日本では憲法上の制約と制度維持コストの観点から、実装可能性に大きな問題を伴い得る。他方、純粋な一般司法モデルは、憲法上の要請との整合性は高いが、武力紛争下の事案において A/B を安定的に充足させる制度的担保が弱い。なお、純粋な一般司法モデルであっても、捜査・訴追段階において担当者の専門化や警務隊との連携を強化することにより、軍事の特殊性や国際法専門性を一定程度補う余地はある。しかし、その場合でも専門性は主として訴追側又は当事者の主張立証にとどまり、判決を形成する裁判体の判断過程に制度的に組み込まれるものではない。

したがって、本稿では一般裁判所を基盤としつつ内部の専門化と軍人陪席を組み合わせる方式を提示案として採用し、以下その具体的制度設計（合憲性と裁判の正統性を損なわない陪席の位置付け、事件類型の線引き、指定要員の養成と平時・有事の運用等）を提示する。

４－２　日本における軍事司法制度の具体的制度設計案

本案は、軍事事件の裁判権を一般裁判所に留保したまま、一定範囲の事件について担当を集約する専門部と、軍事的知見を有する者の限定的関与（軍事陪席）を組み合わせるものである。これにより、武力紛争下の行為評価に固有の軍事の特殊性（A）と、国際法（IHL）に関する専門性（B）を、裁判手続の中で同時に確保することを狙いとする。

（1）管轄

本案は軍事司法制度の整備と合わせて自衛隊法の一部改正を想定するが、詳細な内容自体は中心的検討対象としない。その上で本案においては、対象事件の画定は、当該行為が武力攻撃事態等の局面における自衛隊の任務遂行と実質的関連性を有すること、および軍事の特殊性（A）又は国際法（IHL）に関する専門性（B）が、当該事件の主要な争点形成・事実評価・理由付けに実質的影響を及ぼし得ることを中心要素として行う。人的範囲は自衛隊員を中心とし、場所は国内外を問わない。

なお、敵対勢力の構成員等についても、国際法違反行為を含め、国内の刑事裁判により訴追・処罰し得る範囲で、本モデル（専門部・軍人陪席）の枠組みを活用し得る。ただし、本稿の中心は自衛隊員の行為評価に固有の A/B の課題であり、相手方の拘禁・送致の枠組み等の詳細には立ち入らない。

（2）裁判所・裁判体

対象事件は、一般裁判所の内部で担当を集約する。第一審については、地方裁判所の内部に専門部を置き、当該事件を集中的に担当させる。控訴審についても、高等裁判所の内部で担当を集約し、判断の一貫性と知見の集積を確保する。担当裁判官は指定要員として計画的に養成し、平時は中核となる最小限の体制を維持しつつ、有事には担当範囲の拡張や増員により対応できる構造とする。

裁判体は、一般裁判所が裁判権を保持し、最終判断と判決理由の責任は裁判官が負うことを前提とする。その上で、軍事の特殊性に根差した事実評価・合理性評価を支えるため、軍事的経験を有する者の関与（軍人陪席）を制度化する。もっとも、陪席者は裁判員のように評決権を有する構成員ではなく、裁判官の判断を補助する助言的関与として位置付ける。すなわち、当時利用可能であった情報、時間的制約、指揮命令・統制の態様等を踏まえた評価が可能となるよう、経験的知見を提供し、裁判官がそれを証拠評価と理由付けへ接続することにより、判断の安定性と説明可能性を高めることを狙う。

現行の裁判員制度が「市民の常識」の反映を通じて裁判の正統性を補強するのに対し、軍人陪席は「専門的知見の投入」により評価の適正化を補助する点に主眼がある。また、裁判員が事件ごとに一般市民から選任されるのに対し、軍人陪席は守秘・利益相反の管理を前提に、一定の適格性と経験に基づく候補者プールから選任されることを想定する。候補は現役に限定せず、法務幹部経験者、退官者、技能公募予備自等を含めた幅広いプールを想定し、指揮系統からの独立性を確保する。守秘義務、利益相反、関係者との接触制限等は制度上担保される必要がある。

このような一般裁判所内部における担当集約と専門化は、一般司法の枠内で専門的事件を処理する制度技法として位置付けることができる。例えば、知的財産高等裁判所は、高度の専門性を要する事件について、一般裁判所制度の内部で担当を集約し、専門的知見の蓄積と判断の統一を図る仕組みである。本案における専門部も、軍事事件を一般司法から

切り離すものではなく、一般裁判所の判断責任を維持したまま、軍事の特殊性と国際法専門性を審理過程に反映させるための内部的専門化として理解し得る。

（３）手続

捜査・起訴までの段階については、現行制度との大幅な差異を設けないことを基本とする。対象事件（専門部・軍人陪席の対象）に該当するかの判断は、起訴状記載事実に加え、任務遂行性および A/B 論点の顕在性に関する当事者の主張を踏まえて行う。

検察官は起訴に際し、当該事件が武力攻撃事態等に関連し、軍事の特殊性（A）又は IHL 上の論点（B）が主要な審理対象となり得る旨を主張して、専門部での取扱い又は軍事陪席付与を求めることができるものとする。裁判所は、事件受理後、最初の公判前整理手続において、検察官・弁護人双方の意見を聴取し、当該事件を専門部（指定合議体）で取り扱うか、軍人陪席を付すかを決定する。決定に先立ち、任務遂行との実質的関連性が判断要素となる場合、防衛省は当該行為の任務上の位置付け（命令付与・指揮系統・任務区分等の事実的事項）に関する資料を、機密に配慮した範囲で提出するものとする。

公判前整理手続においては、軍事の特殊性に関わる当時の状況の評価と、IHL 上の主要論点（区別・比例性・錯誤等）が、事実認定と理由付けの枠組みの中で適切に位置付くよう、争点と証拠の整理を行う。陪席者は当該段階から参加し、争点整理、証拠の位置付け、当時の状況に関する評価要素の整理等について意見を述べ得るものとする。公判段階においても、必要に応じ、証拠調べの理解や評価に資する範囲で意見を述べ得る。

他方で、陪席者の意見は裁判官を拘束せず、裁判官が証拠評価および判決理由の形成において参照する助言として取り扱う。これにより、専門的知見を、裁判官の判断責任（事実認定・法適用・量刑）と整合する形で手続内に位置付ける。

（４）運用例

本提示案の運用を具体化するため、仮に、武力攻撃事態において、自衛隊部隊が重要防護施設の警戒・防護任務に従事中、通信機器を使用しながら警戒区域に接近する者を発見し、停止・退去を求めたものの、当該人物がこれに応じなかったため、隊員が侵入を阻止するための制止措置を行い、その過程で当該人物が負傷した事案を想定する。

この場合、まず警務隊、警察等の関係捜査機関が、現場状況、命令系統、警戒区域の設定状況、通信記録、部隊配置、当時利用可能であった情報及び警告・制止の経過等を保全する。その後、検察官は当該事案について、専門部での取扱い及び軍事陪席の付与を求めるべきかを検討する。具体的には、①武力攻撃事態等の対象事態における事件か、②自衛隊の任務遂行と実質的関連性を有するか、③当時の警戒状況、指揮命令、部隊運用上の判断等の軍事の特殊性、又は文民と戦闘員の区別、錯誤、予防措置等の国際法上の専門性が主要な争点となるかを評価する。

裁判所は、当初の公判前整理手続において、検察官及び弁護人の意見を聴き、これらの要素を踏まえて、専門部で扱うか、軍事陪席を付すかを判断する。その際、防衛省は、作

戦の詳細や機密に配慮しつつ、当該行為の任務上の位置付け、命令系統、警戒区域の設定根拠、部隊の行動基準等について、裁判所の判断に資する資料を提出する。

軍事陪席者は、公判前整理手続の段階から関与し、当時の警戒状況、命令系統、部隊配置、部隊行動基準等について、どの点が軍事的評価として重要となるかを整理する。証拠調べの段階では、通信記録、命令文書、部隊行動記録、警告・制止の経過等を理解するため、裁判官に対し、部隊運用上の通常の判断過程や指揮命令の受け止め方に関する助言を行う。さらに評議に先立ち、当時利用可能であった情報、時間的制約、代替手段の有無、警戒区域の性質等を踏まえ、当該制止措置が部隊運用上どのように位置付けられるかについて意見を述べる。ただし、軍事陪席者は評決権を有せず、最終的な事実認定、違法性判断、責任判断及び量刑は、裁判官が行う。これにより、結果の重大性のみから事後的に評価するのではなく、当時の軍事的状況と国際法上の要請を接続させた判断が可能となる。

この運用例が示すように、本案の意義は、単に軍事事件を特別に扱うことではなく、対象事態、任務遂行との関連性、軍事の特殊性及び国際法専門性の有無を段階的に確認した上で、必要な事件に限って専門部と軍事陪席を用いる点にある。これにより、一般裁判所が最終的な判断責任を保持しつつ、通常の刑事事件では十分に現れにくい作戦状況、指揮命令、部隊運用上の判断、IHL 上の評価枠組みを、判決形成の過程に接続することが可能となる。したがって、本案は、純粋な一般司法モデルの課題を補いながら、独立した軍事裁判所を設けることなく A/B を充足し得る制度として位置付けられる。

おわりに

本稿では、武力紛争関連事案の刑事評価において、軍事の特殊性を踏まえた事実評価・合理性評価と、国際法（IHL）に関する専門性の確保とが不可避に連動することを前提に、比較法上の知見を踏まえつつ、わが国で採り得る制度設計の方向性を検討した。その結果、論述の当初に示した仮説、すなわち、日本における軍事司法制度は、一般裁判所を基盤とし、裁判所内部の専門化（専門部）と軍事的知見の限定的関与（軍人陪席）を組み合わせる方式によって、憲法上の制約と軍事の特殊性及び国際法の専門性を両立し得るとの見通しは、概ね支持し得るものと考えられる。とりわけ本案は、純粋な一般司法モデルでは A/B を安定的に確保しにくいという課題を補いつつ、独立した軍事裁判所を設ける場合に生じ得る憲法上の緊張や制度維持コストを抑制し得る点に意義がある。

本案を実効的な制度として機能させるためには、制度骨格の提示に加え、運用を支える周辺整備が不可欠である。すなわち、対象事件を画するための自衛隊法の所要改正や、軍事刑法の整備といった法的基盤の構築、捜査・訴追段階における争点形成と証拠収集を支える体制整備、ならびに機密資料の取扱いを含む実務的枠組みの整備が求められる。加えて、裁判所側の専門化が名目的措置にとどまらないよう、指定要員の計画的養成、継続的研修、配置・ローテーションの設計を通じて知見を蓄積する必要がある。

軍人陪席についても、制度の成否は選任と育成に大きく依存する。陪席者は裁判官の判断を代替しない助言的関与として位置付けたが、その前提として、候補者プールの形成と適格性の担保が不可欠となる。現役に限定しない選任、利益相反・接触制限・守秘の担保に加え、法務幹部経験者、退官者、技能公募予備自等を含む多層的な人材プールを構築し、平時から必要な教育・訓練を付与することが必要である。IHL の基礎、作戦上の意思決定過程、証拠評価と理由付けの観点を共有する教育を整備し、平時は最小限の組織を、有事に拡張可能な運用へ接続することが、制度維持の観点からも重要となる。

ウクライナにおける軍事司法が示すとおり、有事における刑事評価は実務上も制度上も備えを要する課題である。わが国においても、平時の間に制度の骨格と運用基盤を整え、必要な専門性を制度内に確保し得る形で検討を深めていく必要があるだろう。